

食品ロス削減等に関する県民意識調査事業委託業務仕様書

1. 業務名

食品ロス削減等に関する県民意識調査事業委託業務

2. 業務の概要

社会情勢の変化に伴い、県民の価値観や生活様式が多様化する中において、県民の意識等を把握し、食品ロス削減推進計画の進捗確認及び計画改定の基礎資料を得ること、自転車の安全利用促進のため、県民の意識等を把握し今後の啓発に活用すること、及び高知県犯罪被害者等の支援に関する指針の進捗を確認することを目的として、県民を対象とした意識調査を実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年9月30日（月）

4. 調査期間

令和6年7月22日（月）～8月9日（金）

5. 報告書納品期限

令和6年9月30日（月）

6. 調査テーマ

- ・食品ロス削減に関すること
 - ・自転車の安全利用等に関すること
 - ・犯罪被害者等支援に関すること
- （質問数は回答者の属性を問うものを含めて30問程度。なお、変更、増減することがある。）

7. 調査・分析内容

- ・全質問中、選択肢を選ぶ質問が9割程度、自由に回答を記入する質問が1割程度と想定
- ・質問間クロス分析も実施

8. 調査方法・対象

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 調査地域 | 高知県全域 |
| (2) 調査対象 | 満18歳以上の県民 |
| (3) 標本数 | 3,000人 |
| (4) 抽出方法 | 層化二段無作為抽出法（市町村の選挙人名簿より抽出） |
| (5) 調査法 | 郵送回答、インターネット回答の併用 |
| (6) 謝礼品 | 調査票送付時に同封 |

- (7) 事前予告ハガキ 選挙人名簿から抽出した調査対象者にハガキにより予告1回
- (8) 督促 返送チェックはせず、全員にハガキにより督促1回

9. 委託業務の内容

18歳以上の県民3,000人を対象とした県民意識調査の実施並びに回答結果の集計及び分析

(1) 調査対象者である3,000人を県内の選挙人名簿から層化二段無作為抽出法で抽出

- ・原則として、全市町村窓口に出向き、調査対象者を抽出
- ・調査票が住所不明等で返送された場合、対象者を変更して再送付することとし、そのために必要な調査対象者を追加的に抽出すること

(2) 調査票原本の作成

- ・県が用意する原案をもとに、送付用調査票を作成
- ・質問項目は協議のうえで設定（質問数は属性に関するものを含めて30問程度）

(3) 調査票の印刷等

- ・(2)の原本により調査票の印刷（送付用3,000部＋余部20部）
- ・インターネット用の回答フォームの作成
- ・協力依頼文書（調査の目的・趣旨を説明）の印刷 ※様式は県が作成
- ・インターネット回答用の案内文書（二次元コードを記載のうえ、回答方法について説明）の印刷 ※文書は県が作成
- ・送付用封筒の作成、印刷 ※送付用封筒は防水ラミネート封筒とすること
- ・返信用封筒の作成、印刷（返信先は業務受託者、「食品ロス削減等に関する県民意識調査票在中」と印刷、料金受取人払承認番号を印刷）
- ・宛名シールの作成

(4) 事前予告ハガキの送付

- ・調査票発送の一週間前に、事前予告ハガキを選挙人名簿から抽出した調査対象者に送付する。

(5) 調査票の送付、回収

- ・送付物は定形外（A4サイズ）で、重さは調査票等で500g以内を想定
（内容） ●調査票（A4サイズ両面印刷で10ページ程度）
●返信用封筒
●謝礼品

(6) 督促ハガキの送付

- ・調査期限の一週間前を目途に、督促ハガキを全員に送付するものとする。

(7) 集計作業

- ・ 郵送での回答とインターネット回答を合わせて集計

(8) 中間報告

- ・ 8月30日（金）ごろまでに、個人属性、集計データ及び当課が指定する設問の分析グラフの速報を提出

(9) 報告書データ作成・納品（CD-ROM 1枚）

- ・ 成果品として、編集可能な状態の集計データ及び報告書を一部納品すること。
- ・ 成果品については、高知県の業務の実施、運営等のために必要な範囲内で、高知県自らが複製し、若しくは翻訳、変形、改変その他の修正をすること、又は高知県の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻訳、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- ・ 調査結果を分析し、編集を行う。効果的なグラフ及び的確な文章を用いて、分かりやすい報告書となるよう編集を行う。
- ・ 納品にあたっては、複数によるチェックを行うなど、受託者自らによる品質管理を行うこと。
- ・ 納品場所は、高知県文化生活部県民生活課とする。

（報告書内容）

- 目次
- 調査の概要
- 回答者の属性
- 文章、グラフによる集計結果の分析（クロス集計を含む。）
- 統計表
- 調査票（単純集計結果）
- その他の意見の取りまとめ など

電子データ：上記の内容及び個々の回答者の生データをCD-ROMに記録して提出。

また、データはエクセルとPDFの両形式で提出すること。

※電子データはウイルスチェックを実施しておくこと。

(10) 契約履行完了後の個人情報の削除

契約目的物の作成のために、委託業務に係る個人情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）については、県と協議のうえ、当該記録媒体上に含まれる委託業務に係る個人情報を契約期間内に全て削除し、報告すること。

(11) その他留意事項

- ・ 受託者は、業務を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・ 業務の実施において物品等を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」（平成

13年4月)に基づき、環境物品等の調達に努めること。

10. 実施計画書等の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに食品ロス削減等に関する県民意識調査事業委託業務実施計画書(様式第1号)を提出し、委託者の承認を受けるものとする。
- (2) 受託者は、実施計画書の内容を変更しようとするときは、事前に食品ロス削減等に関する県民意識調査事業委託業務実施計画変更書(様式第2号)を提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- (3) 受託者は、成果品の納品と同時に、食品ロス削減等に関する県民意識調査事業委託業務実施報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

11. 留意点

- (1) この事業に必要な経費は、全て委託費により賄うものとする。ただし、備品購入など受託者の財産取得となる経費は認められない。
- (2) 成果品の使用権及び著作権は、委託者に帰属するものとする。

12. その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託契約が終了した後も同様とする。
- (2) 委託者が業務の状況等について報告を求めた場合、受託者は速やかに報告すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。